

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の場合

納め方 ▶▶ 年金の額によって変わります

年金の年額が
18万円以上
(月額1万5千円以上)の方

年金定期払い（年6回）の時に
天引きされます（特別徴収）

- 年金の定期払い（年6回）の際に
あらかじめ差し引かれます。
- 4・6・8月は前年度2月分と同じ保
険料額を納めます。（仮徴収）
- 10・12・2月は前年の所得などを
もとに算出された保険料額から、
仮徴収分を除いた額を振り分けて
納めます。（本徴収）

Point

年金18万円以上でも
こんなときは自分で納めます

- 65歳になったとき
- 年度の途中で他の市町村から転入したとき
- 年度の途中で他の市町村へ転出したとき
- 年度の途中で保険料額が変更になったとき

*特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職
年金、遺族年金、障害年金です。

年金の年額が
18万円未満
(月額1万5千円未満)の方

納付書の納期に従って個別に
納めます（普通徴収）

納め忘れが心配な方へ

保険料の納付には

口座振替

がおすすめです

手続き

- ◎預（貯）金通帳
- ◎印鑑（通帳の届出印）

これらを持って指定金融機関へ

- 種子屋久農業協同組合
- 鹿児島相互信用金庫
- 鹿児島銀行
- 九州管内の各郵便局（沖縄県不可）

保険料を納めないでいると...



期間に応じて次のような措置がとられます。
納付書で納める方はご注意ください。

1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付
(費用の9割、8割または7割)が支払われる形となります。

1年6ヶ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一
時的に差し止めとなる措置がとられます。
なお、滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれ
る場合もあります。

2年以上滞納した場合

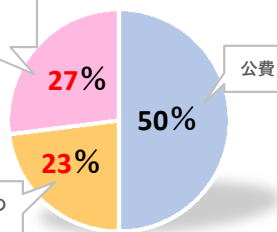
滞納した期間に応じて、利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サー
ビス費、特定入所介護サービス費などの支給が受けられなくなります。
*利用者負担1割・2割の方は、3割。利用者負担3割の方は、4割。

介護保険はみなさんと社会全体で
支えている制度です

介護保険の運営に必要な財源は、
国、都道府県、市区町村が半分を負担し
残りの半分を介護保険加入者が保険料と
して負担することになります。

40～64歳の方の
保険料

65歳以上の方の
保険料



保険料の
減免

災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免
などを受けられる場合があります。
南種子町役場介護保険係までご相談ください。